

令和2年第3回

荒川区教育委員会定例会

令和2年2月14日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和2年荒川区教育委員会第3回定例会

- | | | |
|--------|--|--|
| 1 日 時 | 令和2年2月14日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
坂 田 一 郎
小 林 敦 子
長 島 啓 記 |
| 4 欠席委員 | 委 員 | 繁 田 雅 弘 |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
ゆいの森課長
地域図書館課
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
加 藤 弘
瀬 下 清
飯 田 秀 男
漆 畑 研 太
小 林 弘 幸
成 瀬 慶 亮
寺 本 英 雄
小 川 綾 一
早 坂 利 春
宮 島 弘 江 |

6 案 件

(1) 審議事項

議案第 3号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について

議案第 4号 令和元年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

(2) 報告事項

ア 「荒川区教育施設長寿命化計画」(素案)の概要について

イ 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長等について

(3) その他

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会、令和2年第3回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、坂田委員、小林委員御両名をお願いいたします。

11月8日開催の第21回定例会と、11月22日開催の第22回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認をさせていただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 それでは、承認といたします。

また、12月13日開催の第23回定例会の議事録を机上に配付させていただいてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただきまして、御意見等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は、審議事項2件、報告事項2件となっております。初めに、審議事項、議案第3号の審議を行いますけれども、議案第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について」は人事の案件となっております。そのため、議案第3号につきましては、会議を非公開として審議させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議がないと認めます。

議案第3号についての会議は非公開とし、人事案件の審議を行います。事務局側説明者を除き、退出をお願いいたします。

（事務局職員退室）

（事務局職員入室）

教育長 委員会を再開いたします。

続きまして、議案第4号「令和元年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題といたします。

漆畑課長、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第4号「令和元年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」でございます。

提案理由についてです。荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登

録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うために審査をいただくものでございます。

次に内容についてです。まず登録すべき文化財として、有形が2件、無形が1件、指定すべき文化財としまして、有形が1件、無形が1件ということで、本日、ふるさと文化館の方から職員が来ておりますので、文化館の野尻から御説明を差し上げます。よろしくお願いいたします。

ふるさと文化館学芸員 よろしくお願いたします。学芸員の野尻です。

御手元の資料2枚目が答申の写しでございますが、概要説明資料により御説明させていただきたいと思っております。資料の後ろに写真がございますので、併せて御覧ください。

まず登録すべき文化財。有形文化財、古文書、延命院文書。所有者は西日暮里三丁目の延命院になります。内容につきましては、延命院に伝来する31点の古文書でございます、寛保2年(1742年)以降、明治28年までの近世文書12点、近代文書13点、年未詳文書6点からなります。主な内容は、延命院及び七面明神、これは延命院さんにおまつりされている女性の姿をした神様です。その由緒や書上、境内地利用に関する願書、境内図を含む作事関係史料、法類・縁者に関する史料、寄進・奉納関係に大別される。中には、安政2年の安政の大地震前後の本堂再建をめぐる作事の経過や七面堂建築の形式がわかる作事関係史料が含まれる。作事というのは建築という意味でございます。また、寺院組合に関する史料や陸軍埋葬御用地としての上地撤回を求める新堀村五ヶ寺の嘆願書など、周辺社会との関係がうかがえる史料もございます。

登録理由といたしましては、当該資料は、荒川区における近世・近代文書群であり、江戸時代前期より広く信仰を集めた延命院及び七面明神の由緒や寺院経営をうかがい知る上で貴重な資料であると。これが登録理由でございます、基準は表記のとおりでございます。写真は資料の6ページに2点ほど古文書を掲載しております。一つは『由緒記』、もう一つは、境内の再建等に関わるときの図面でございます。これ以外にもたくさん古文書がございます。

続きまして、登録すべき文化財。有形文化財、歴史資料、日枝神社棟札(嘉永六年六月吉祥日銘)。所有者は素盞雄神社。所在地は南千住七丁目の日枝神社の社殿の中に納めてあります。嘉永6年6月銘の日枝神社、社殿再建時の棟札である。平成30年の同社修理の際に社殿内より発見されました。形状は矩形で、釘穴2カ所と、裏面の柱に打ちつけられた際にできたくぼみと変色が見られます。表面上部に、山王権現の本地仏。山王権現というのは日枝神社のことでございます。本地仏薬師如来の種子(バイ)と『法華経』第七化城喩品より引用した偈頌を記します。偈頌というのは法典の一部を引用したものでございます。下部には、大工棟梁・彫工・木挽・杣・鋳師・経師・瓦師・板屋根・左官・茅屋根・石工・鳶頭等の職人が名を連ねています。このうち、彫工は明治期の彫刻家石川光明の父、石川豊光。

浅草の彫工で、各地に精緻な彫刻を残しています。埼玉県とか千葉県の上野人形を載せる車がありますが、そこの彫刻でよく出てくる職人さんです。裏面には、「総取締役」として田中左衛門（中村町名主）、「材木買入方世話役」としては千住大橋南詰の材木問屋の名が見えます。また、「諸色払方元々役」として中村町の年寄・百姓代の名のみならず、山王門前地守の名も認められることから、この再建が氏子である中村町及び隣接する小塚原町が中心となり行われたことがわかります。なお、関連する文化財といたしまして、以前に登録させていただきました嘉永6年10月銘の日枝神社棟札がございます。また、日枝神社社殿につきましても区登録有形文化財となっております。

登録理由といたしまして、当該資料は、作者、作成年代が明白であり、幕末の山王社（現日枝神社）「再建」の様相をうかがう上で貴重である。また、近世地域の信仰・歴史・生活を知る上で重要であり、保存の必要がある。

写真につきましては、6ページに提示してございます。この棟札、矩形とありますので長方形をしております。非常に大型のものでございます。写真の裏面を見ていただくと、明らかに柱につけていたときの跡が見られますので、この跡のどおりに打ち付けられていたものです。

以上が登録すべき文化財の有形部分になります。

続いて、登録すべき文化財の無形文化財でございます。3ページを御覧ください。

無形文化財、工芸技術、木版画摺。松崎浩繁、昭和43年生まれ。保持者は町屋出身。昭和59年に高等学校へ進学し、在学時より父啓三郎氏（この方は区指定無形文化財保持者で、御存命でございます）を手伝い、卒業後の同63年4月より父の下で本格的に修業を積んで技術を修得し、現在も父の工房で仕事に従事しています。父啓三郎氏は千葉県出身で、中学卒業後、昭和27年に松村三井系の技術を受け継ぐ木版画摺職人の高木省治氏（台東区）に師事して技術を修得し、4年間の年季修業の後、現在地で独立いたしました。松村三井系というのは、江戸時代まで遡る摺師の技術の系譜につながる職人でありまして、この浩繁さんも同様の系譜の位置付けがなされるということでございます。分業制の木版画製作のなかで、多色摺りの場合、図案をもとに、彫師が版木を彫り、摺師である保持者が輪郭線が彫られた版木（これを墨板といいます）と色ごとに彫り分けられた版木（これを色板といいます）を用いて、重ね摺りを行います。主に和紙屋などの発注で懸紙やのし紙を中心に摺りを行います。また、千社札交換会などの千社札の摺りも手がけています。

登録理由といたしまして、木版画摺は、墨摺に始まり、明和初年に錦絵が誕生しました。多色摺りに不可欠な「見当」をつける技術が考案されたことで、色の調合や摺りの技法にも工夫がなされ、伝統的な印刷技術として確立した。江戸時代以来の本来的な印刷技術を用い

て摺り上げる木版画摺は、錦絵や千社札のみならず、生活に根差した懸紙やのし紙などの和紙製品を後世に伝える上で、欠くことができない技術であり、区にとって貴重である。

保持者の認理由としましては、保持者は、長年、木版画摺に携わり、伝統的技法を修得し、殊に懸紙やのし紙の仕事を中心とした摺りを行う。技術の系譜も明らかであり、区にとって貴重である。

写真といたしまして、7ページの上段です。保持者の写真と、のし紙、千社札の写真を掲載しております。こののし紙は、よく高級な和紙を扱うお店に置いてあります。千社札につきましては、日暮里の関岡扇令さんのところでやっている千社札の摺りなどを手がけているということでございます。

以上が登録文化財でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。指定すべき文化財。有形文化財、建造物、石浜神社鳥居（安永八年六月十六日銘）。所有者、石浜神社。南千住三丁目の東京ガスのすぐ近くにある神社です。

安永8年に、幕府御用呉服商の茶屋（中島ともいいます）四郎次郎延貞が建立。銘の撰文は、同じく幕府御用呉服商の三島景雄（これは号を自寛といいます）。三島は、国学者で歌人、能書家として知られる。石浜神社の中興の神主鈴木（これは平姓を名のっています）。鈴木智庸の代の鳥居です。当該資料は、近代以降の再開発、震災復興事業、さらに昭和63年のスーパー堤防整備事業により移転を余儀なくされました。現在、石浜神社の第一鳥居として参道の入口に置かれています。なお、第二鳥居の寛延2年銘の鳥居は、平成26年度区指定有形文化財となっております。この鳥居は、神明鳥居系、つまりお伊勢さんの鳥居ですね。その鳥居の系統の石造の鳥居でございます、笠木の小口が蒲鉾形をしています。横から見ると、小口、切ったところが蒲鉾形をしています。又は、柱の内転び、鳥居というのはまっすぐ建っておりますが、ちょっと斜めになっている、それを転びといいます。転びが大きいことが特徴でございます。当該資料及び区指定文化財の石浜神社鳥居（寛延二年八月銘）のように蒲鉾形の笠木の形式は、神明鳥居系の石浜鳥居と呼ばれる特異な形式の鳥居として知られている。昭和58年度登録文化財になっています。石浜鳥居という名称は、鳥居研究の中に、きちんと位置づけられている名称でございます。

指定理由といたしまして、当該資料は、造立年、造立者が明確であり、地域のみならず江戸の歴史、文化、信仰を知る上で大変重要である。また、鳥居の研究における形式の指標としても貴重な事例であり、保存の必要がある。

写真ですが、7ページの真ん中の、手前がこの当該資料でございます、奥にあるのが、以前に指定させていただきました寛延2年の鳥居でございます。ちなみに、茶屋四郎次郎と

というのは戦国時代まで遡る御用職人でございます。また、三島景雄につきましても幕府の御用を務めるという呉服商でございまして、この著名な2人が関わっているというところで石浜神社への近世の信仰を裏づける上で貴重な事例ではないかと考えております。

続きまして、もう1件、指定すべき文化財。今度は無形文化財でございます。工芸技術、つまみかんざし。石田一郎（昭和19年生）。住所、荒川区町屋四丁目24番17号。保持者は、町屋出身で、昭和38年に北区王子の高等学校を卒業後、医療系の仕事に就き、3年間勤めました。その後、父利重氏（こちらは平成7年にお亡くなりになっておりまして、元区指定無形文化財保持者。）の下で修業し技術を修得しました。修業はつまむことから始めたという。父利重氏は、昭和4年、13歳で石田竹次氏の下で修業し、同12年に現在地で独立しました。忙しいときは家族総出で仕事に従事していました。平成2年頃より高齢な父利重氏に代わって仕事を手がけるようになり、現在に至ります。保持者は、デザインを考え、薄地の布（主に羽二重。絹製の布でございますが）を正方形に小さく切り、つまんで折りたたみ花びらを作り、これらを組み合わせてつまみかんざしを製作します。種類は正月用、七五三用、成人式用のかんざし以外に、イヤリング、根付、ブローチ、バレッタ、ネックレスなど、現代のアクセサリーもお作りになっています。平成8年度、区登録文化財になっています。

指定理由といたしまして、技術の理由でございます。つまみかんざしは、江戸時代後期に、型抜きの布製の花びらで作られた花びらかんざしが、上方から江戸に伝わり、縮緬や羽二重を用いて、花びら一つ一つを置いて作る技法へと発展したとされる。製作は造花師が担った。江戸時代の風俗誌「守貞漫稿」にその技法が紹介されている。また、江戸の服飾文化を今日に伝える伝統技術の一つといえる。つまみかんざしは、現在でも七五三、成人式、婚礼などの装身具として用いられ、日本の伝統文化・習俗に根ざしており、その技術は区にとって大変貴重である。

保持者の認定理由でございます。保持者は、50年以上つまみかんざしの製作に携わり、高度な技術を修得しており、その系譜も明らかである。江戸以来の伝統的技法を用いて、羽二重をつまんで花や鳥の文様を作り、組み合わせてかんざし等を製作する。また、その製法を生かして現代の需要に合った製品も手がけており、その卓越した技術は区にとって大変貴重である。

写真といたしまして、7ページの下段になりますが、保持者、石田一郎氏。それから保持者がお作りになりました紫のつまみかんざしでございます。

以上が、登録文化財指定文化財の内容の説明でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がありましたらお願いいたします。

坂田委員 この棟札ですけれども、これはもともと見つかったものを調査していて、今回指定されるのですか。

ふるさと文化館学芸員 実は、つい最近のことですけれども、建物を修理いたしました。そのときに、今までどうも中を開けたことがなかったようなのですが、大工さんによって発見されたと報告を受けております。ですから、使われていたものが出てきたということです。もう1枚、以前に登録になっていますが、そちらは氏子さんが保管していたものなので、しかも打ちつけていないという。二つの関係がどうなのかということは、先生方の議論の中に出てまいりました。基本的に、こちらは再建のときの棟札で、もう1枚の打ちつけていないものは、修理のときの棟札であろうというのが、先生方の見解でございます。

坂田委員 なるほど。安政地震の方は、地震そのものの何か記録とかそういうものではなくて、それを受けて倒れた建物の修理に関する記録ということですか。

ふるさと文化館学芸員 壊れてしまったので修理をしたのですが、当時、寺社の再建につきましては寺社奉行の許可が要りますので、そのときのやり取りが多少浅草の方の記録に残っております。素盞雄神社の文書には、残念ながらございません。

坂田委員 分かりました。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

小林委員 せっかくの機会なのでぜひ教えていただきたいのですけれども、延命院の文章の中で「陸軍埋葬御用地としての上地撤回」というのがあるのですが、これはどういったことなのですか。

ふるさと文化館学芸員 亡くなった軍人の墓地として、この日暮里の延命院の辺りに墓地を造ろうという計画がどうもあって、上地というのは、政府に土地を返すこと。それにつきまして、日暮里のほかのお寺が何カ所かありますが、そちらから陸軍の墓地となるのは困るということで、それを止める嘆願書が出たということです。

小林委員 そうなのですか。

ふるさと文化館学芸員 日暮里というのはお寺があるので墓地だらけのように見えますが、江戸時代は、むしろ大名との関係で成り立っていたり、又は観光地でございましたので、参拝者のおさい銭とか納める物で成り立っていたような寺が、近代以降に大檀那をなくしてしまったわけなので、その代わりに土地を売ったりとか、又はこういった土地に関する政府側からのアクションがあったりと、やり取りがどうもあったようです。今の景観が江戸時代の景観というわけではないです。

小林委員 そうですか。

あと、すみません、この6ページの棟札の表面のところの上の方に何か印があるのですが、

これはどういう意味があるのですか。

ふるさと文化館学芸員 これは先ほど読み上げましたが、梵字なのですね。種子と書いて「しゅじ」といって、1字で仏を表すということです。これは薬師の梵字になりまして、日枝神社近世以前、神仏習合時代の名前は「山王権現」といいます。近江の比叡山を守っている山王社がありまして、今は日枝大社になりますが、そちらの神様を分祠していただいたものです。薬師は山王権現の本地仏としてここに書かれているということになります。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。長島先生、いかがでしょうか。

長島委員 いえ、大丈夫です。

教育長 では、せっかくだから私から。この日枝神社というのは、素盞雄神社の中に日枝神社というのがあるのですか。

ふるさと文化館学芸員 いいえ。南千住七丁目なのですけれども、汐入の方に行くところに、齒神清兵衛という小さい祠がありまして、それをやや隅田川に入ると、お社があるのです。それが日枝神社でございまして、素盞雄神社が管理している神社でございまして。もともと材木問屋がたくさんそこで商売していましたので、材木屋さんの信仰を受けていたということで、棟札が非常に立派で、社殿に比して、大きな物を納めたようです。

教育長 前もたしか言っていましたね。もう古くなってしまったからと。

ふるさと文化館学芸員 そうです。

教育長 では、その素盞雄神社の分社みたいな形なのですか。

ふるさと文化館学芸員 ちょっと汐入の方に向かうところがございます。中に入れませんが、建物は見られます。

教育長 わかりました。次に、松崎さんについてですが、伝統技術展でお父さんと一緒にブースを出していますよね。どちらかという、息子さんはのし紙と千社札を、お父さんは浮世絵というか錦絵を中心に摺っていらっしゃるのですか。

ふるさと文化館学芸員 浩繁さんは、ほかに懸紙とかを摺っておられます。主にお父さんの方が錦絵を手がけていまして、審査をされた先生方もおっしゃっていたのですが、東京の印刷業というのは、もともと木版画摺り、近代だと相当木版画摺りが使われておりましたので、この懸紙とか、のし紙とかを東京の文化として今も伝承している事例として、この浩繁さんのお仕事は意味があることではないかと。美しい木版画摺りのイメージを作り上げている錦絵だけではなくて、実はこういう素朴な仕事も東京の伝統文化としてあったはずですよということが御意見の中に出ていました。

教育長 それで評価されてということですか。

ふるさと文化館学芸員 はい、そうですね。

教育長 竹久夢二も摺っていますよね。

ふるさと文化館学芸員 はい。それもよく体験とかで指導されていますが、この懸紙のお仕事も相当やっています。

教育長 わかりました。次に、先ほどの説明の中で、石浜神社の第一鳥居が今回指定文化財ということなのですが、第二鳥居の方が古いのですか。

ふるさと文化館学芸員 そうです。第二鳥居の方が、氏子さんたちが中心となって寄進したものだというのが銘文に書かれています。

教育長 では、第一鳥居、第二鳥居となっているけれども、第二鳥居の方が先にできた。

ふるさと文化館学芸員 そうです。それも資料の中に書きましたが、何度も移転しているのですね。東京ガスができるときも移転をしております、今回のスーパー堤防ができるときも移転をしているのですが、そのたびに物の位置が変わっていかざるを得なくて、それでこういことになっていると。もちろんどちらが大事だとかそういうことではないのですけれども、手前の鳥居を入口のところなので第一鳥居と呼んでいます。

教育長 わかりました。最後に、今回指定文化財に登録になった2件ですけれども、登録文化財になってから指定文化財になるまでに、石田一郎さんも、石浜神社の第一鳥居も一定の年数がたっているのですけれども、何年たったら指定文化財に推薦するという目安はあるのですか。

ふるさと文化館学芸員 基本的には、それはございません。むしろ緊急性の問題。例えば移転を余儀なくされそうだとか、ちょっと保存の影響がありそうだというときには、早く行くこともありますけれども、ある程度、鳥居でしたら鳥居をほかの物も比較しながら見ていって、これが優れているということが分かった時点で、諮問をするというやり方をしているかと思えます。

教育長 今回、その2件について指定したというのは、その特段の理由があったのですか。

ふるさと文化館学芸員 石浜神社の鳥居につきましては、前回一つやっております、審査された先生方の方から、もう一つをもうちょっと調べてみましょうと。もしかしたら関連性があるものかもしれないので、2基を一遍にというやり方もありますよね。要するに、ミックスさせて1件として扱うというやり方もありますねという御意見が出ていましたので、至急調査をさせていただき、銘文を分析したところ、別の経過をたどって造られた物だということが判明したので、単独で指定という答申が出ました。

無形の方は、リストを作らせていただいておりますので、それを見ながら候補を挙げております。

教育長 石田さんについては登録されてから結構たちますよね。

ふるさと文化館学芸員 そうですね、それまでの同じ技術が続かないようにですとか、あと、石田さんの御都合もありまして、今、指定をしておいた方がいい状況だということを確認しましたので、諮問させていただきました。

小林委員 石田さんですけれども、根付とありますけれども、金の鶴の根付は石田さんですか。

ふるさと文化館学芸員 そうです。鶴がとてもお好きで、いろいろな鶴を作ります。小さい物を作られて、手で折っているのですけれども。

小林委員 そうですか。外国の方のプレゼントでとても喜ばれています。

ふるさと文化館学芸員 今は外国へ行かれていませんが、よくアメリカなどに呼ばれて、実演をしに行ったそうです。今では、日本の中でも呼ばれると実演をしながら販売するようなこともされております。

小林委員 そうですか。それはいいですね。

教育長 そのほか質疑はありませんでしょうか。ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第4号につきまして、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それでは、討論を終了いたします。

議案第4号について、異議はございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

それでは、議案第4号「令和元年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項ア「『荒川区教育施設長寿命化計画』（素案）の概要について」、それでは、教育施設課長、説明をお願いいたします。

教育施設課長 それでは、「荒川区教育施設長寿命化計画について」御説明いたします。

教育施設は、昭和30年代と40年代の高度経済成長期に建てられたものが多く、築年数は50年を超える施設が約半数と、老朽化が進んでいる状況がございます。学校施設というのは、これまで65年で建替えということを言われておりましたけれども、そうすると、もうそろそろ建て替えなければいけなくなるという時期に来ているのです。その建替えの時期が集中してくると区の財政負担というのはグッと大きくなるということですので、今後のため、建替えと建替えに至るまでに、順次、改修等を行いながら建物をもたせていくという計画をこれから立てていきます。

それに合わせて、これから先の、後年度の財政負担の平準化と縮減を図っていく必要がご

ざいます。そのため、これから35年間の計画を立てて進めていこうと考えているところがございます。

冊子になっているものの1ページ目を御覧いただきたいのですが、下の方に図が描いてありまして、国の方でインフラ長寿命化基本計画というのを立てました。これを基に、左側、文科省でインフラ長寿命化計画という行動計画を出しております。これによりまして、例えば国立大学においてもこういった建物の長寿命化計画を作ることになっております。それから、荒川区でも荒川区全体の施設について荒川区公共施設等総合管理計画を、平成29年に立てているところがございます。これを受けまして、荒川区の小中学校について、教育施設の長寿命化計画を策定するということで今回作っているものがございます。

この中の長寿命化ということで申し上げますと、先ほど65年で建替えと申し上げたのですが、それを80年にする、そこが長寿命ということになります。なぜ80年にできるのかというと、文科省から言われているのですが、その間にきちんと大規模改修等を行っていくことによって、長持ちさせて80年もたせられるということになっております。

これについて、今の考え方としては、概要でいきますと3番のところになります。基本的な方針ということでA3判に同じ図を描いてあるのですが、80年で建替えということを考えてみますと、その間を四つに分割しまして、20年ごとに大規模改修という、経年により機能、性能が劣化するものについて、例えば屋上に雨漏りがあった場合に、屋上を全部替えると。あるいは壁面等を替えるというような、そういった大規模改修を20年に一度行うというのと、また、部分的な機能、性能の不具合というのがやはり出てきますので、それについては、中規模な改修を適宜行う。そういった形で、建物を80年間もたせるという改修の計画を立てているというものでございます。

次に、それに合わせて財政負担の平準化ということ为先ほど申し上げたのですが、それも合わせて行っていく必要があるということで、このA3判の資料の3枚目になりますけれども、そちらの右側の方にグラフを二つ用意させていただいています。グラフというところで、「65年で建て替えた場合の施設関連経費」ということになりまして、こちらは先ほど申し上げたとおり、建替えの時期が集中してしまうと。この図でいきますと、赤い部分の棒グラフが高くなる場合がございます。令和9、10、11年辺りがかなり大きくなってしまっていて、建替えにかかる費用が高くなる関係で、年75億円かかるという年が出てきてしまいます。教育の予算規模というのは、今のところ年80数億というところで、そのうちの75億がこれに取られてしまうという状況なので、かなり現実的ではない数字になってくるところがございます。

これを先ほど申し上げた80年で建て替えた場合、ただ、80年で建て替えたとなると、

それは先送りされるだけですので、そういった中で80年になる前に順次建て替えていく。例えば、集中しないように、築70年たった施設から順次建替えを進めていくということ。この資料の左下のところに「同時建替え校数の決定」ということなのですが、このように1年ずつスライドする形で建替えを行うというところで、1年度間に3校の建替えを行うと考えています。

また、合わせてその上のところに「改修の順位付け」とあるのですが、大規模改修というのやはりお金がかかりますので、これについても建物の劣化状況等を評価しながら、年数と合わせて評価することによって、優先順位をつけて、これも平準化を図っていこうと考えております。

この二つの建替えと改修の計画を立てることによって、その右側のグラフの方になります。「80年で建て替えた場合の施設関連経費」ということで、令和12年度ぐらいから実際の建替えが入ってくるのですが、改修については、青いグラフで平準化を図っていく。建替えのところでも令和12年ぐらいから始めていくことで平準化を図るということで、その結果、経費の高いところでも約47億円ぐらいということで、平準化を図っていこうと考えております。

この考え方に基きまして、実際の各学校の状況、それからまた児童・生徒数について、例えば高層住宅、マンションが建ったりとか、再開発によって子どもたちが増えていくということもありますので、児童・生徒数の推計というのが必要になってきます。あるいは、今、学校の建物自体は建っているのですが、これは既存不適格といまして、同じ規模の校舎を建てることができなかったり、あるいは同じ敷地の中に代替とか仮設校舎を建てるにも、ちょっと校庭が狭くて建てられないという状況もございますので、そういったことも勘案しながら各学校の状況を踏まえた上で、それぞれの学校の改修と建替えの計画をこれから策定していくことを考えております。

本日の説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等をお願いいたします。

坂田委員 今、この長寿命化計画をこのタイミングで策定に入るとするのは、これはどういう理由でしょうか。例えば上位計画が平成29年にできていて、それから少し時間があいているわけですね。それはどういう関係にあるのですか。

教育施設課長 区の方が29年に作られたということもございしますが、また文科省からも、やはり令和2年までにこういった教育施設に関する、個別施設計画と呼んでいたのですが、長寿命化に係る計画を作ると言われています。ですから、そろそろ作らないといけない時期になっています。

教育長 国が各自治体に指示してきているのですね。

教育総務課長 国から令和2年までに必ず作るように指示がありましたが、1年前倒して今年度作ったわけです。

教育施設課長 この大きな冊子の一番後ろのところに載せておりますが、先ほど施設整備でお金がかかるというお話をしたところで、例えば学校を建てる場合に、国の方から補助金等、交付金等が出ているのですね。こういったお金を使わないと建替え、改修などできないのですが、ただ、今回、文科省の方では、こういった個別施設計画、この長寿命化計画を策定していないと補助金をもらえませんよと、そういったことを言っておりますので、これは各自治体、どこも同じなのですけれども、同じような形で今作成しているところが多いところではあります。

教育部長 総合管理計画を出した後に、各学校のコンクリートといいますか、躯体の調査をかけたさせていただきました。その調査に基づいて、やはり80年はもつだろうという結果の下に、この計画を作り込んできているという流れもあります。

小林委員 これは令和30何年度まで長い間の計画ですが、その間に児童数がどのようになるか、よく分からない気がします。そのあたりはどのようなのですか。

教育施設課長 私どもの方で推計できているのが7ページにあります。これは5、6年先までのところなのですから、区の方で推計しているものと、あと十数年は増え続けるということなのですね。

小林委員 そうですか。十数年は増え続けると。

教育総務課長 区の方で、4年ぐらい前に人口ビジョンというのを作って、その計画をベースにもう一回今の現状で教育施設課の方で推計をしたので、基は区の全体の人口ビジョンが原則にはなっています。

小林委員 そうですか。学校をそのまま維持するという考えもあるし、学校を統廃合するという考えもありますね。そのあたりはどのようなのですか。

教育施設課長 おっしゃるとおりのところがありますので、今後、児童・生徒数が減っていくということになれば、場合によってはそういったことも考えなければいけなくなってくると、我々の方でも認識しているところではございます。

小林委員 そうですか。

教育総務課長 ただ、今、現状からすると、建て替えする場所も取れない状況です。荒川区の場合、早くに統廃合が終わって、その場所を再開発等に活用されており、他区はまだ空いている学校があります。そうすると玉突きで建て替えることができるのですが、荒川区の場合、全くない状況なので、施設課長が申し上げたように、本当に校庭に建つか、場合によっては

新たに土地を取得して仮設校舎で行わざるを得ない現状なので、今の段階でさらなる統廃合というのは、あまり見込める状況ではないかなと思います。一部、汐入は児童が少し減っていますけれども。

坂田委員 その関係で、施設の物理的な特性を踏まえた計画自体はいいのですが、同時に3校を建て替えるというのは、現実的に可能なかどうか。その代替地を3カ所見つけないといけなくないということですよ。尾久八幡中学校みたいに、あれぐらいの土地があれば可能ですけれども、そうした学校はほかにあまりなく、その辺はどうなのですかね。

教育施設課長 坂田先生がおっしゃるとおりで、そういった場所もこれから探していかなければいけないと考えております。同じところに建てられるというのは、本当に限られた学校でしか可能ではないので、そうした広いところに、場合によっては2校建てられるような、そういった代替場所があればということですよ。そういうところは、区の関係所管にも聞きながら考えていきたいと思っております。

教育総務課長 代替校でやろうとすると、以前、四瑞、五瑞がバスで送った時代があったのですけれども、通学というところは大変なので、施設課長が申し上げたように、校舎そのものは今の校庭に建てる。そうすると校庭がなくなってしまうので、校庭だけを借りるような方法もあるのかと検討しています。

校舎が移設してしまうと、そこに子どもたちが長い間通学をしなくてはいけなくなるので、そういうのを含めて土地がない現状で、おっしゃるとおり、かなり厳しい状況であります。

坂田委員 3校同時の実施は非常に難易度が高いので。土地があったら、もう年限にかかわらずすぐにやるとか、そういうことも考えないと、なかなか大変ですよ。

教育施設課長 そうですね。認識しておりますので、それについても、含めてこれから検討してまいりたいと思います。

教育部長 今回の学校の敷地内にどれだけの校舎が建てられるかということも調査していく必要があります。先ほどの説明にもありましたように既存不適格となっていて同じ規模が建てられないという場合もあります。そういったところもしっかり調査した上で、今度、実際にどこの学校を建て替えていくかという計画を作り込んでいかないとはいけません。

教育総務課長 学校が建つときは、周りに家がなかったのがよかったのですが、今度、高層にすると日陰規制が入ったりとかそういうので、同じ規模を取れません。あと、前面道路が4メートルだとちょっと厳しくて6メートルにしなければいけないとすると、2メートル分下がらなくてはいけなくなるので、少し減ってしまいます。そうすると、やっぱり高層階にせざるを得ないのかと考えているところです。

長島委員 事業費で65年の場合に75億円と、それは無理だというのはよく分かるのですけ

れども、それと修理を組み合わせてずらしていった場合に、その事業費が減るとというのがいまいちよく理解できないのですけれども。

教育総務課長 少し先送りしているという部分もあるのです。何年か、何周期か後になれば減っていくと。

教育長 そうですね。これは、37年度までの総事業費で比較してしまっているから減っている感じがするのですけれども。

教育総務課長 全体の総事業費は減らないと思います。平準化をしたので。この資料では、平準化の最終年次が切れてしまっているのだから減っているように見えています。

長島委員 財源があれば、もう期限が来たら建て替えていく方がということですよ。

教育総務課長 おっしゃるとおりです。

教育部長 単年度の経費負担をいかに減らすかというところが主眼になってきます。

教育長 議会的にもこれだけかかりますよというのも示して、そのためには、区として基金を積み立てたりしていかななくてははいけませんというのを区民の皆さんにも分かっていただくということです。

坂田委員 そうですよ。やっぱり公共的な施設の多くにこの問題がありますよね。本学も同じですね。

教育長 坂田委員がおっしゃったように、特別養護老人ホームとか、区の施設だとか、みんな同じで建てたものはいつか寿命は来るので、計画的に建替えなり、改修していかななくてははいけません。

坂田委員 民間と違って減価償却をしていないのが公的機関です。民間の場合、減価償却を行い、将来の改修や建て替えに備えているわけです。

教育長 意図的に改修費を確保していく必要があります。

よろしいでしょうか。先ほど教育施設課長から申し上げましたように、個別の改修、建替えの実施計画については、来年度以降、策定作業をしまいたいと思っていますので、それについても、順次御説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、報告事項イ「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長等について」を議題といたします。

これも漆畑課長、よろしくをお願いします。

生涯学習課長 令和元年度荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業における新規継承者の育成支援事業で支援していた4名が、令和2年3月末で補助期間の終了を迎えるに当たり、来年度の補助延長等について、状況を報告するものでございます。

内容の1番、修了予定者でございます。まず1人目、木版画摺の川嶋秀勝さんのところで

修業しておりました小川さん。2人目が、七宝の畠山弘さんのところで修業していました石井さんが今年度末で修了となります。

次に、2番の補助延長希望者です。こちらは、関岡裕介さんのところで修業しております阿部さん。そして、吉田一司さんのところで修業しております渡邊さん。この2名が補助延長を希望している状況でございます。延長理由としましては、技術のさらなる修得が必要だといったところで希望するものでございます。

また、文化財保護審議会の方からは、こちらの補助延長希望者については、さらなる修業が必要であるといったところで、延長は妥当であるという回答を得ているところでございます。

最後に、3番の補助延長希望者の休止についてでございます。先ほど御説明いたしました2番の(2)吉田一司さんのところで修業していた渡邊萌子さんにつきましては、この延長決定後に、ものづくりに対する視野を広げるため、JICAの方の活動、伝統工芸品の販売・開発等の分野でボランティア活動をしたいということで申し込んでいたところ、その参加が決定したため、修業を休止したい旨の申告がございました。そのため、延長はするものの休止といった形で、今回、御報告をさせていただきたいと思っております。

御説明については以上となります。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等お願いいたします。いかがでしょうか。

生涯学習課長 補足させていただきます。修了される、川嶋さんのところで修業していました小川さんにつきましては、そのまま川嶋さんの工房でお勤めされると聞いているところでございます。

教育長 よろしいでしょうか。では、この件については以上とさせていただきます。

次に、その他の報告事項ですけれども、2月から4月までの教育委員会関係行事につきましては、配付資料のとおりとなっております。御覧いただきまして、また御参加、御観覧いただけるものがございましたら、事務局まで御連絡をいただければと思っております。

生涯学習課から何かPRとかありますか。教育委員会関係行事で。

生涯学習課長 文化館の方で、伝統工芸絡みで展示もやっていますし、また、「あらわ座」ということで、体験、実演できるものもございますので、お時間がある際はぜひお越しください。また、2月22日には子ども俳句相撲大会もございます。こちらは場所がサンパール荒川になりますが、よろしく申し上げます。

教育長 御覧になっていただきまして、また御連絡を賜ればと思っております。

そのほか、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 令和元年度教育委員会の日程表を御覧いただければと思います。一番上にあります、次回の2月28日、今まで15時30分を予定していたのですが、当日、予算特別委員会の前に急遽本会議が入りましたのでずらさせていただきます、開始時間を15時45分。次回の教育委員会を15時45分から開会させていただければと思います。

以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、教育委員会第3回定例会を閉会とさせていただきます。

了